

資料 1

## 国出先機関対策について

1. 最近の主な動き	1
2. 閣議決定	
① 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（概要）	3
② 個別の事務・権限の取扱いについて（閣議決定・概要）	11
3. 閣議決定に対するコメント	13
4. 国出先機関の原則廃止の早期実現に向けた声明（案）	15

### <参考>

○「アクション・プラン」推進委員会（第10回）の開催結果	17
・出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応について	19

平成24年11月22日  
国出先機関対策PT



## 国出先機関対策に関する最近の動き

●関西広域連合の取り組み、○国等の取り組み

### ●10月22日～11月15日：政府および民主党への要請活動

<井戸連合長>

○10月22日 樽床内閣府特命大臣（地域主権推進担当）

○11月2日 後藤民主党地域主権調査会事務局長

逢坂民主党総括副幹事長

○11月6日 川端民主党地域主権調査会会长

<嘉田国出先機関対策委員長>

○11月11日 川端民主党地域主権調査会会长

○11月15日 樽床内閣府特命大臣（地域主権推進担当）

### ○11月8日：地域主権戦略会議（第17回）

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」「市町村の意見反映の仕組み」等について議論。

### ○11月13日：「アクション・プラン」推進委員会（第10回）

「出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応について」「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」等について議論。

### ○11月15日：全国市長会「国の出先機関改革に関する決議」採択

「政府においては、拙速に進めることなく基礎自治体と引き続き十分協議を行い、その意見を反映させて慎重に検討を重ねられるよう、強く要請する」旨の決議を採択

### ○11月15日：地域主権戦略会議（第18回）

「出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応について」「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」等について議論。

### ○11月15日：閣議決定

◇国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案

◇個別の事務・権限の取扱いについて

### ●11月16日：閣議決定に対するコメント発出

井戸連合長・嘉田国出先機関対策委員長の連名で、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定に対するコメントを発出。

### ○11月16日：衆議院解散



## 国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

### 1 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようとするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

### 3 対象

#### （1）制度を利用する主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

## (2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

## (3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

## 4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、①の事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

## 5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
  - ・6 ①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に關し政府が講ずべき措置に

## についての計画

- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

## 6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならない。
- ③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
  - ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
  - ・移譲対象特定地方行政機関の名称
  - ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
  - ・事務等移譲計画の目標
  - ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
  - ・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
  - ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項等
- ④ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
  - ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。

- ・特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。
- ⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の处分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

## 7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁判その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

## 8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聞くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
  - ・予算を調製しようとするとき。
  - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
  - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。当該指示を受けた特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならない。

## 9 事務等の移譲に伴う措置

### (1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

### (2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。  
② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

## 11 その他

- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

② 政府は、この法律の施行後 1 年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



# 個別の事務・権限の取扱いについて(閣議決定・概要)

内閣府地域主権戦略室

---

## 1 趣旨

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定・国会提出に併せて、本閣議決定にて、移譲対象出先機関で現に実施されている個別の事務・権限の移譲等の取扱い、今後の検討スケジュール等を示す。

## 2 主な内容

(1) 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が法令による委任を受け又は通達等に基づき実施している約3,000条項の事務・権限の取扱い(個別の法律(187本)に規定されたもの)

①移譲の対象とするもの :

70法律に規定された事務・権限

②原則移譲の対象とする方向で期限(※)を切って引き続き検討するもの :

142法律(①との重複25法律あり)に規定された事務・権限

※「半年後を目途にできる限り早期に結論」を出す。

(2) 法令で個別に規定されていない事務・権限のうち、移譲の対象となつた事務等に関連するものの取扱い

特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することとする。



## 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」 の閣議決定に対するコメント

かねて政府・与党で検討が進められていた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が昨日、閣議決定されました。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、また関西広域連合が発足して2年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至りましたことは、大きな成果です。

しかしながら、衆議院の解散が本日見込まれているところであり、国出先機関改革史上初めてとなる同法案が成立をみないことは誠に残念です。

総選挙後に成立する政権には、引き続き、国出先機関の廃止とその地方移管を実現するための具体的な取り組みを進めていただくことを強く求めます。

平成24年11月16日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田由紀子



## 国出先機関の原則廃止の早期実現に向けた声明（案）

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が 11 月 15 日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、また関西広域連合が発足して 2 年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至ったことはひとつの成果である。しかし、衆議院が解散されたこともあり、同法律案は国会へ提出されなかった。

地方分権型社会は、21 世紀の日本が世界に伍していくための基本的なシステムであり、その実現は東京一極集中を是正し、各地域が個性豊かな地域社会を育み、我が国全体の成長へとつなげていくための根幹となる政策課題である。

各政党におかれては、来る衆議院議員選挙において、地方分権の推進、とりわけ国出先機関の原則廃止と地方への丸ごと移管の実現を政策として位置づけ、推進されることを求める。

また、総選挙後に成立する政権には、政治主導の下で地方分権の観点から国出先機関の廃止に向けた具体的な取組みを進められるよう強く要請する。

平成 24 年 11 月 22 日

### 関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
委員	滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
委員	京都府知事	山 田 啓 二
委員	大阪府知事	松 井 一 郎
委員	鳥取県知事	平 井 伸 治
委員	徳島県知事	飯 泉 嘉 門
委員	京都市長	門 川 大 作
委員	大阪市長	橋 下 徹
委員	堺市長	竹 山 修 身
委員	神戸市長	矢 田 立 郎



## 「アクション・プラン」推進委員会（第10回）の開催結果について

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 開催日時：平成24年11月13日（火）17:30～18:30 |
| 2 場所：内閣府地域主権戦略室会議室               |
| 3 議事：国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について |

○ 「出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応」（別添資料）、変更点を反映した「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）」を中心に議論が行われた。

法案と閣議決定案の取り扱いについて、樽床担当大臣に一任された。

○ 主な発言要旨

(飯泉徳島県知事)

- ・「協議の場」については市町村から発議でき、特定広域連合には原則として応諾義務が課されているが、「国と地方の協議の場」には国の側に応諾義務がない。（国の応諾義務化を）是非進めていただきたい。
- ・中四国の知事会でも気にしてるのは、「財源措置フレーム」。
- ・法案については、閣議決定を行い、速やかに国会に提出いただきたい。

(平井鳥取県知事)

- ・国の出先機関の移譲は、地方分権の大きな柱として是非とも実現をお願いしたい。
- ・我々の共通の問題意識としてあるのは「財源上の措置」。それが法案の中で示されていないので、財源を確保されるよう強く主張したい。
- ・「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」との条文案については、法律的な整合性を検討するなど、今後細部の調整を。

(広瀬大分県知事)

- ・大規模災害時の対応について、住民の生命・財産の確保を第一に考え、大臣指示には当然従うつもりであり、今回の修正提案は結構かと思う。
- ・「制度はつくったが財源は確保できない」ということでは我々が市町村の理解を得る手立てがないので、国も努力すべき。

(生方環境副大臣)

- ・環境省としても地域の協力なくしては維持管理ができないので、地方との「協働型管理」の考え方を打ち出して管理したいと考えている。
- ・国立公園は移譲の対象外にしていただきたい。法案の移譲対象から自然公園法を外していくだけなければ困る。

(上田委員（埼玉県知事）)

- ・（国出先機関を）地方に預けてもらって、モデルを先行させて、突破口を開いていくことで日本の活性化につながる。いろんな議論を受けて頓挫させると、一歩二歩三歩進めていくのとでは雲泥の差が出てくる。

**(長安国土交通省副大臣)**

- ・今回の地方分権の流れは行政の効率化がそもそもお題目。実質的に適切な事務の持ち寄りが確保されることが必要。
- ・国の関与について。直轄国道や一級河川等のインフラ整備・管理において、国民の生命・財産を保護する上で、国の関与や並行権限行使が柔軟に措置されることが必要。

**(樽床委員長（内閣府特命担当大臣））**

- ・県と市町村がバラバラな地域に（移管を）お願いするのは無理。全ての市町村が前向きに行くのは無理にしても、まあいいんではないかと皆がいく方向に持っていくかなければ認定も難しいということで、(修正案は)敢えて少しきつめに書いたことを理解いただきたい。
- ・(国立公園について) 法案から自然公園法を外すのは厳しいというのが結論。特定広域連合と調整・相談し、国に任せるか自ら管理するかの判断を委ねれば良いのではないか。
- ・「大半」というのは、漠とした表現であるが、例えば市長会には議決権限がないが、会長として分かりましたと言えるかどうか、まあ分かったと言えるような状況がなければ「大半」の理解とは言えないのではないか。
- ・党の了解がとれたら進めるということでご一任を頂きたい。（一同異議なし）

以上

## 出先機関改革(ブロック単位での移譲)に関する

### 新たな対応について

#### I．大規模災害時等の万全な対応の在り方

大臣から特定広域連合等の長への協力指示があった場合に、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加。

#### II．市町村の意見反映の仕組み

##### 1．反映義務の法文上の明確化

「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」とする規定を法案に追加。

##### 2．出先機関の移管と市町村意見の反映

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

事務等移譲計画の認定に当たっては、出先機関の移管の可否も含め大半の市町村の理解が必要である旨基本方針において明確化。

##### 3．市町村意見の反映を担保する仕組み

事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村意見がしっかりと担保される仕組みとする。

このため、いわゆる「協議の場」の開催を市町村が常に発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない旨基本方針において明確化。